

# 改正農協法で変わる農協経営

農業評論家 土門 剛

経済事業の赤字を信用と共済事業の黒字で補填する。農協界特有のドンブリ勘定だが、6月22日に成立した改正農協法でこれが御法度になってしまった。明朗会計の時価会計制度を農協にも原則適用、連結決算を強化したことによるものだ。

連結決算強化に向けての制度改革はすでに実施されていた。4月の省令改正で信用事業に関連した子会社のみに連結決算を義務づけたことだ。それを経済事業関連の子会社にも広げたのが今回の法改正である。

経済事業には関係子会社が多い。

葬祭業や保険代理店とか農産加工業や倉庫業などだ。そのいくつかは経済事業の赤字を飛ばす避難先にもなっている。そこに連結決算を義務づけられたらどうなるか。本誌読者なら容易に想像がつくことだろう。

農水省金融調整課の奥原正明課長は、「会計上、経営上、農協は何も特殊な組織ではありませんからね。農

協を特別扱いすることもなければ、特別扱いする気もありません。企業会計原則に則つてやってもらうしかないと語る。

今回の法改正でやがて農協界に大激震が走る。連結対象にしたことで赤字飛ばしが不可能になるばかりか、かりに赤字が続けばやがては経済事業部門のお取り潰しだつてあり得る。あるいは全農を頂点とした系統経済事業の再編にも重大な影響を与えることだ。

▼メガトン級の爆弾

ドンブリ勘定を禁止したことは、法11条3の「信用事業を行う農業協同組合は、信用事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない」との条項でうたわれている。信用や共済で稼いだ利益で経済の赤字を埋めることはまかりならぬことだ。

農水省金融調整課の奥原正明課長は、「会計上、経営上、農協は何も特殊な組織ではありませんからね。農

目を光らせた。同11条2の「主務大臣は、信用事業を行う農業協同組合の経営の健全性を判断するため、信用事業子会社以外の子会社も含めて自己資本充実の状況が適当であるかあるかどうかの基準を定めることができるものとする」との条項がそれ。負債の多い問題子会社へ、農林大臣のチエック権限を与えたのだ。

企業並みに連結決算を強化すれば、赤字を丸ごと子会社へ飛ばす究極の損失飛ばしができなくなる。赤字統出の第三セクターへの出資なども問題となりそうだ。農協にとって赤字の発生源でもある。こうした赤字部門が連結決算強化で燃り出されるとになりそうだ。

持ち株を50%以上所有する子会社は、全国で400社にのぼる。農水省の「総合農協統計表」による数字だ。最近ではAコープやガソリンスタンドなどをワン・パッケージにして分社化するケースもある。あるいは全農の経営

連続合に危機感を抱いた経済連が、優良資産や優良部門を別会社に移す子会社もある。ちなみに農協版スパーのAコープの8割以上は赤字経営だ。連結対象となればAコープ切り捨てということだつてあり得る。

一連の法改正をつぶさに点検すれば、総合農協に部門ごとの「独立採算制」を導入したことになる。赤字部門の経営建て直しに失敗すれば、その部門は「お取り潰し」という道もつけた。区分経理の強化は、赤字垂れ流しの経済事業をやめるか、採算が合うよう懸命の合理化努力をするか、農協トップに究極の選択を迫ることになる。

信用事業部門の破綻対策にも特段の力を入れた。信用事業だけの事業譲渡も可能にしたことだ。50条の2で「信用事業を行う組合は、総会の議決を経て、その信用事業の全部もしくは一部を信用事業を行う他の組合に譲渡し、または他の組合が行う信用事業の全部もしくは一部を譲り受けることができる」と規定した。信用事業が経営難に陥れば、信用部門だけを他の農協に事業譲渡する道を付けたのだ。来年4月から始まるペイオフ対策でもある。

今回の法改正は時価会計基準に適合させるための措置である。時価会計

基準のポイントは2つある。第一は、個別決算から連結決算重視への転換である。第二は、土地や有価証券などを評価する際の基準が取得原価主義ではなく時価主義である。平たくいえば、赤字の子会社への付け回しは許さん、土地や有価証券などの含み益に頼る、お気楽経営も御法度というものだ。

4月の省令改正では、農協と連合会の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、付属明細書の記載方法について、農協法17条の「取引所の相場」を「市場価格」に、「決算後一年以内に処分する」を「相場変動により利益を得る」に改めていた。

①決算期後一年以内に償還期限の到来する有価証券について、流動資産の部に記載することを義務付けた。当初の償還期限が一年を超えるものは、外部出資などの部に記載することができる。

②前条の規定は、前項の有価証券のうち市場価格のないものに準用する。

③土地建物など資産に評価を付す場合、その資産の評価差額金(当期剰余金または当期損失金として計上したもの)を除くは、資本の部に別に評価差額金の部を設けて記載することを義務付けた。

時価会計基準で問題点は、農協の資産内容がそれに耐えられるかだ。とくに土地で持っている資産は分配である。かなり以前に取得した土地なら心配ないが、融資の際、担保にどうした土地は問題。とくに自己競落で最も

とくに土地で持っている資産は心配である。かなり以前に取得した土地なら心配ないが、融資の際、担保にどうした土地は問題。とくに自己競落で最も

そんな中での処理は少しきついようと思えるが、放置することもできないものだ。

も現実である。

「信金や信組より態勢が整った」。農協金融へのビッグバン対応について旧知の経営局幹部はこう評価していた。

容が理解できないのだろうか。

### ▼中身を知らぬ農協組合長

農協改革に向けた一連の省令改正や法改正。80点に近い合格点だろう。あえて申せば立派な器はできたが、料理人の資質はどうか。農協経営者のことである。この問題は解決されたとは言えない。まだ改革の中身を知らない農協経営者が大半を占めることは驚きである。

省令改正や法改正を点検してみて、よくもこんな法案が無事議会を通過したと思った。世の中がワイドショー政治に熱狂している最中、巧緻に長けた農水官僚が誰に気づかれずに、さつと「届け物」を置いてきたようなものである。

届け物の伝票に受領印をこつそりと押印した全中会長も評価してやらねばなるまい。が、舞台裏を聞くと引がなかつたわけではない。全中会長がこの厳しい法改正を受け入れたのは、野党から出ていた組合長の政治家との兼職の原則禁止を政府が見送る代償に応じたという解説も流れている。世の中が動くときは、これぐらいのことがあっても不思議ではない。ただ心配は、いまだ「届け物」の中身の恐ろしさを知らぬ農協組合長ら農協幹部だ。3年後の農協界が見物である。

### 農協改革二法(改正農協法、農林中央金庫法)のポイント

- ・法人経営に正組合員資格を付与
- ・JAの第一の事業に営農指導を明記
- ・経営管理委員会制度を改正
- ・一定の手続きの下でJAの地区重複を認可
- ・農林中金は自主ルールを策定し、JA、信連の信用事業を指導
- ・農林中金の指導による経営改善・組織統合に資金支援

(以上、施行は2002年1月1日)

- ・信用事業を行うJAは常勤役員3人以上
- ・常勤役員等の兼職・兼業規制を強化
- ・信連、統合連合会に経営管理委員会を必置

(以上、施行は2003年4月1日以降の最初の通常総会。ただし、信連への経営管理委員会設置は2004年度から)

近に取得したものは含み損を抱えているケースが考えられるからだ。時価会計基準で決算すれば、含み損が実損になってしまう。しかも農産物価格が下落している。デフレも続いている。

客觀的かつ冷静に分析比較すれば、信連や農協へのセーフティネットは信金や信組よりも厚くできているのはすぐ分かるはずだが、メディアの扱いは冷淡だった。日頃の不勉強がたたって内